

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五十五号(三)中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号(四)中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号(五)中「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(六)中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号(七)中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同号(八)中「第十六条第四項」を「第十七条第四項」に、「第十四条」を「第十五条」に改め、同号(九)中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に、「完了検査」を「完了の届出の受付」に改め、同号(十)中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、「規定による」の下に「対策工事等の完了検査及び」を加え、同号(十一)中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号(十二)中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号(十三)中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同号(十四)中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号(十五)中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同号(十六)中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同号(十七)中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月十八日から施行する。